

令和3年度 第3回 中小企業等外国出願支援事業 募集開始

外国への特許出願等に要する経費の一部を補助
します!



(公財)かごしま産業支援センター

募集期間：令和3年9月10日(金)～10月8日(金)17時必着

公益財団法人かごしま産業支援センター（以下「センター」という。）では、県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許庁の事業を活用して、外国出願に要する費用の一部を補助します。

応募される企業等の皆様は、以下に留意して応募してください。

●申請資格

申請時に、(1)～(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1) 鹿児島県内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。）又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。）であること。

(2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者

(3) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者

(4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと

●対象経費

- ①出願国への出願手数料
- ②現地代理人費用 ③国内代理人費用
- ④翻訳に要する費用 等

●事業内容

(1) 助成対象経費及び助成対象期間
採択決定後、実績報告書提出日までに発生した費用が対象となります。

(2) 補助率・補助上限額
補助率：助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)
補助上限額：1中小企業者あたり
300万円以内

1 出願に対する補助金の上限額：

- 特許出願 150万円
- 実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 60万円
- 冒認対策商標登録出願 (※)
30万円

(※) 冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）の対策を目的とした商標登録出願をいいます。

◆応募方法

当センターホームページから募集要領をご確認いただき、ダウンロードの上、申請書類一式をセンターに期限までに持参又は郵送してください。なお、申請書類は返却しません。

【お問い合わせ先】

公益財団法人かごしま産業支援センター

〒892-0821 鹿児島市名山町9-1（県産業会館2階） URL：<https://www.kisc.or.jp>

産業振興課 TEL:099-219-1272 E-mail:ikusei@kisc.or.jp